

端末機の有償貸与に関する特約

第1条 【総則】

本特約は、当社所定のJMS おまかせサービス加盟店規約、JMS おまかせサービス電子マネー加盟店規約、およびJMS おまかせサービス加盟店規約（J-Debit 版）（以下、個別にまたは総称して、「原規約」という）に定めるJMS 加盟店が、「端末機を有償で利用する場合の契約関係につき、原規約および当社所定のJMS端末設置使用規約（以下「使用規約」といい、原規約と使用規約を総称して「原規約等」という）の特約事項を定めるものです。なお、本特約に定める用語の意味は、本特約に別段の定めがない限り、原規約等の定めに従うものとします。

第2条 【端末機の有償貸与】

1. JMS 加盟店は、当社所定の方法で端末機の貸与を申し込むものとします。この場合、当社が認めた場合に限り、端末機の貸与を受けることができるものとします。なお、JMS加盟店は、当社の審査の結果により、端末機の貸与を受けることができない場合（この場合、当社は当社所定の方法でJMS加盟店に通知する）があることを承諾するものとし、一切の苦情等を申し立てないものとします。また、当社は当社の裁量により、JMS 加盟店に対し、端末機を販売する場合があります。
2. 当社は、前項に基づき端末機貸与の申し込みを受け付けた場合、当社所定の手続きに従い、JMS 加盟店に対し端末機を貸与します。前項の申し込みを行ったにもかかわらず、端末機が届かなかった場合には、JMS 加盟店は、速やかに当社所定の方法により、端末機の再送付を申し込むものとします。
3. 原規約等の定めにもかかわらず、JMS 加盟店は、端末機の貸与の対価として、当社が別途定める期限および方法に従い、当社所定の貸与料を当社に支払うものとします。

第3条 【端末機の使用および不具合等】

1. JMS 加盟店は、原規約等および端末機の取扱説明書等に従い、端末機を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡し、担保供与等または使用させてはならないものとします。
2. JMS加盟店は、端末機に品質不良、変質、毀損、故障その他の不具合、盗難または紛失等（以下総称して「故障等」という）が発生した場合、直ちに、当社所定の方法によって当社に通知するとともに、当社の指示に従い必要な措置を講じるものとします。端末機の保証期間内であれば、当社は、JMS加盟店に対し、業務上可能な限り速やかに、新たな端末機を発送します。
3. JMS 加盟店が故意または過失により端末機の故障等を発生させた当社が判断した場合には、当社は、当該JMS 加盟店に対し、違約金として、当該端末機と同一の機器（同一の機器がない場合には同等の機器）の当該判断時点における価格相当額を請求できるものとします。ただし、JMS加盟店が自己に故意または過失がないことを証明した場合はこの限りではありません。
4. 保証期間経過後に、端末機に故障等が発生した場合、または、JMS加盟店が当社に端末機の故障等を通知した場合、JMS加盟店は、当社所定の方法で新たな端末機の貸与を受けるか、または、原規約等に基づき当社との間の原規約にかかる加盟店契約を終了させるものとします。
5. JMS 加盟店は、当社との間の原規約にかかる加盟店契約が終了した場合には、端末機の利用を中止

し、直ちに当社所定の方法により端末機を返還するものとします。この場合、返還に要する費用は、JMS 加盟店の負担とします。

第4条 【免責】

1. 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、端末機の利用に起因または関連して生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、当社が端末機 の利用に起因または関連してJMS 加盟店に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は当社の行為によりJMS 加盟店に通常生ずべき損害（ただし、逸失利益を除く）に限られ、JMS 加盟店は、特別な事情によってJMS 加盟店に生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

第5条 【禁止事項】

加盟店は、本特約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡、質入れ等をしてはならないものとします。

第6条 【本特約の変更】

1. 当社は、JMS 加盟店への事前通知または承諾なくして、本特約を随時変更することができるものとします。この場合当社は当該変更について、すみやかに、E メール、インターネットサイト等の方法により、JMS 加盟店に公表または通知します。
2. 当社が本特約の変更内容を通知または公告した後において、JMS 加盟店が信用販売または通信販売を行った場合、JMS 加盟店は新しい特約を承諾したものとみなすものとします。

第7条 【適用関係】

1. 本特約に定めのない事項は、以下のとおり、合理的な限度で原規約等を合理的に読み替えたうえで原規約等を適用するものとします。
 - (1) 「本規約」または「本契約」を「JMSおまかせサービス加盟店規約、JMS端末設置使用規約および端末機の有償貸与に関する特約」または「JMSおまかせサービス加盟店規約、JMS端末設置使用規約および端末機の有償貸与に関する特約にかかる契約」と読み替えます。
2. JMS加盟店が本特約に違反した場合、当社は、原規約に違反したものとみなしたうえで、原規約の規定を適用することができるものとします。

(2023年8月14日)